

京都市上下水道局安全衛生管理規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局安全衛生管理規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

「

別表

東山営業所	〃	お客さまサービス 係長
山科営業所	〃	〃

を

」

「

東部営業所	〃	お客さまサービス 係長
-------	---	----------------

に改める。

」

(京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第3条第3号に掲げる職務の部技術長の項及び第3条第7号に掲げる職務の部技術長の項中「経営・防災担当部長」を「財務・防災担当部長」に改める。

(京都市上下水道局会計規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

「

別表(2)中

(ウ) 水道部施設課長	水道部施設課 調整係長
-------------	----------------

を

」

「

(ウ) 水道部施設課長	水道部施設課 事務係長
-------------	----------------

に改める。

」

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)